

審査基準

基準の名称	徳島県公有財産取扱規則	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
地方自治法	第238条の4第7項	行政財産の用途・目的を妨げない限度において、その使用を許可する。
基準の内容		
<p>(使用許可の範囲)</p> <p>第32条 法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 県の職員、県立学校における生徒、病院における入院患者等当該施設を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合</p> <p>二 県の学術調査、研究、県の施策の普及宣伝その他公共目的のために行われる講習会、研究会等の用に短期間使用させる場合</p> <p>三 電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合</p> <p>四 災害その他の緊急事態の発生により当該行政財産を応急施設として短期間使用させる場合</p> <p>五 その他当該行政財産を使用させることが県の事務、事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合</p>		